

令和5年度 保育料（利用者負担額）

保育 3歳未満（令和5年4月1日時点の年齢）

		保育 標準時間			保育 短時間			
階層区分		ひとり親世帯等以外			ひとり親世帯等	ひとり親世帯等以外		
		第1子・第2子	第3子以降			第1子・第2子	第3子以降	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
第2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
第3	市民税	半額	8,500	0	0	8,400	0	
	均等割のみ	基準額	17,000	0	8,000	16,800	0	
第4	市民税所得割	半額	9,700	0	0	9,600	0	
	48,600円未満	基準額	19,500	0	9,000	19,300	0	
第5	48,600円以上	半額	12,000	0	0	11,800	0	
	57,700円未満	基準額	24,000	0	9,000	23,600	0	
第6	57,700円以上	半額	12,200	3,000	0	12,000	3,000	
	65,000円未満	基準額	24,500	6,100	9,000	24,100	6,000	
第7	65,000円以上	半額	12,500	3,100	0	12,300	3,000	
	77,101円未満	基準額	25,000	6,200	9,000	24,600	6,100	
第8	77,101円以上	半額	12,700	3,100		12,500	3,100	
	97,000円未満	基準額	25,500	6,300		25,100	6,200	
第9	97,000円以上	半額	15,500	10,000		15,200	9,900	
	111,000円未満	基準額	31,000	20,100	←	30,500	19,800	
第10	111,000円以上	半額	17,700	11,500	←	17,500	11,300	
	125,000円未満	基準額	35,500	23,000	←	35,000	22,700	
第11	125,000円以上	半額	20,500	13,300		20,200	13,100	
	149,000円未満	基準額	41,000	26,600	ひとり親世帯等以外と同じ	40,400	26,200	
第12	149,000円以上	半額	20,700	13,400		20,400	13,200	
	169,000円未満	基準額	41,500	26,900		40,900	26,500	
第13	169,000円以上	半額	22,000	15,400		21,600	15,100	
	195,000円未満	基準額	44,000	30,800		43,300	30,300	
第14	195,000円以上	半額	22,200	15,500		21,900	15,300	
	219,000円未満	基準額	44,500	31,100		43,800	30,600	
第15	219,000円以上	半額	22,500	15,700		22,100	15,500	
	258,000円未満	基準額	45,000	31,500		44,300	31,000	
第16	258,000円以上	半額	23,500	16,400	←	23,100	16,200	
	301,000円未満	基準額	47,000	32,900	←	46,300	32,400	
第17	301,000円以上	半額	24,500	19,600	←	24,100	19,200	
	397,000円未満	基準額	49,000	39,200	←	48,200	38,500	
第18	397,000円以上	半額	26,700	25,400	21,400	26,300	24,900	
		基準額	53,500	50,800	42,800	52,600	49,900	

◎階層区分と保育料について

【ひとり親世帯等】 ※ひとり親世帯等…ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等

階層区分	取扱い
第3～第7	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

【ひとり親世帯等以外】

階層区分	取扱い
第1～第2	無料
第3～第5	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第6～第18	(1) 小学校就学前子どもにおいて、兄弟が次の①～③のいずれかに該当する場合、第2子は半額、第3子以降は無料 ① 認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部・保育所・地域型保育・特例保育・企業主導型保育に在籍している ② 児童福祉法に規定する児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を受けている ③ 児童福祉法に規定する児童心理治療施設に通っている (2) 保護者が扶養する子どもにおいて、第3子以降の場合「第3子以降」の保育料を適用 ※ (1)で無料になる場合を除く

◎保育料の算定について

(1) 父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
(2) 令和5年4月分～令和5年8月分の保育料は令和4年度の市民税額から算定 令和5年9月分～令和6年3月分の保育料は令和5年度の市民税額から算定
(3) 市民税所得割の額は、寄附金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額